

平成30年度滋賀県流域治水に関する施策の実施状況について

【説明資料】

- ① 滋賀県流域治水に関する施策の実施状況（平成30年度実績） 概要版
- ② 滋賀県流域治水に関する施策の実施状況説明書

滋賀県流域治水に関する施策の実施状況（平成30年度実績）

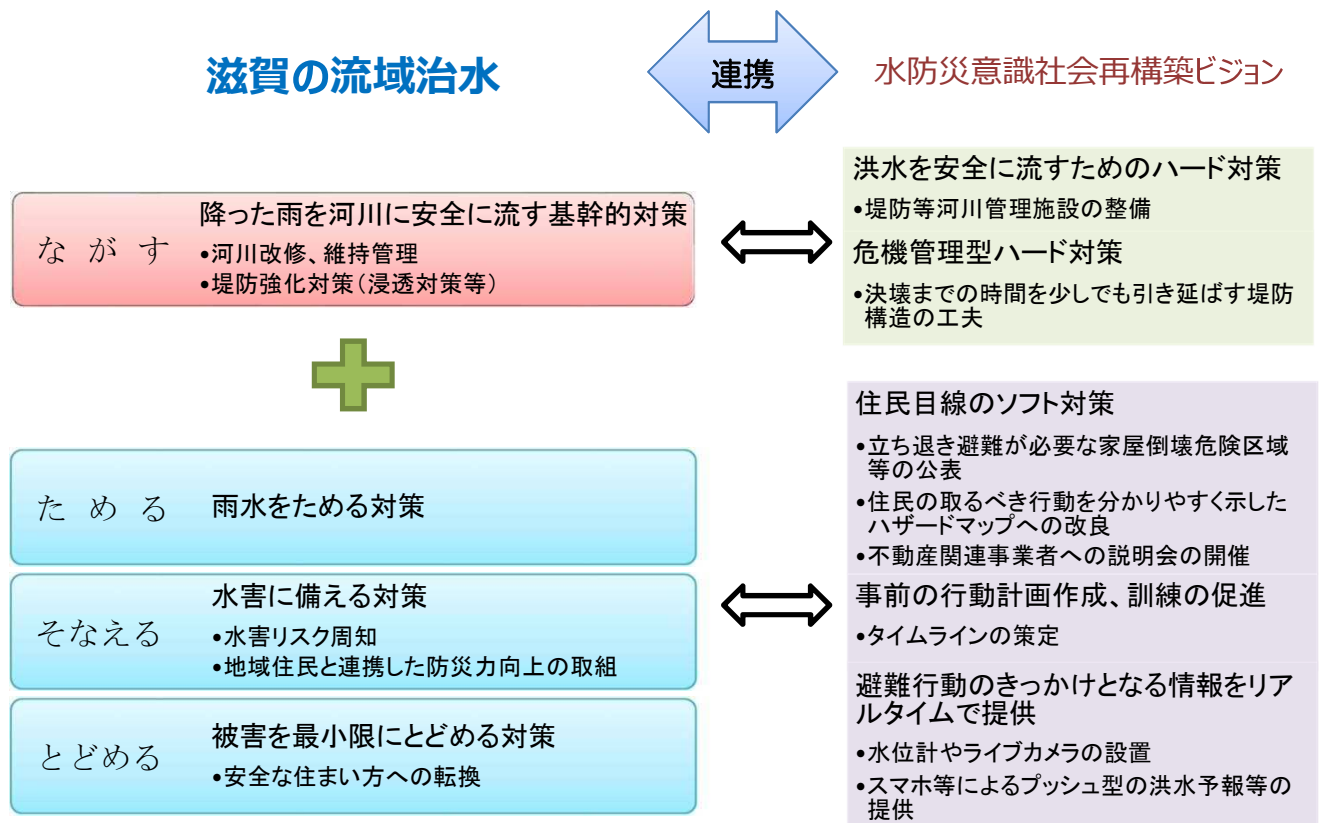
概要版

□滋賀県流域治水の推進に関する条例（抜粋）

（施策の実施状況の報告）

第38条 知事は、毎年度、流域治水に関する施策の実施状況を議会に報告しなければならない。

第1 概要



第2 施策の実施状況

1 基礎情報

◆想定浸水深の設定

H26.9.1	17市町で設定
H30.12.20	全市町で設定完了

◆想定浸水深の更新

概ね5年ごとの更新に向けた作業
⇒土地利用の変化や河川改修の進捗等の資料の収集 など

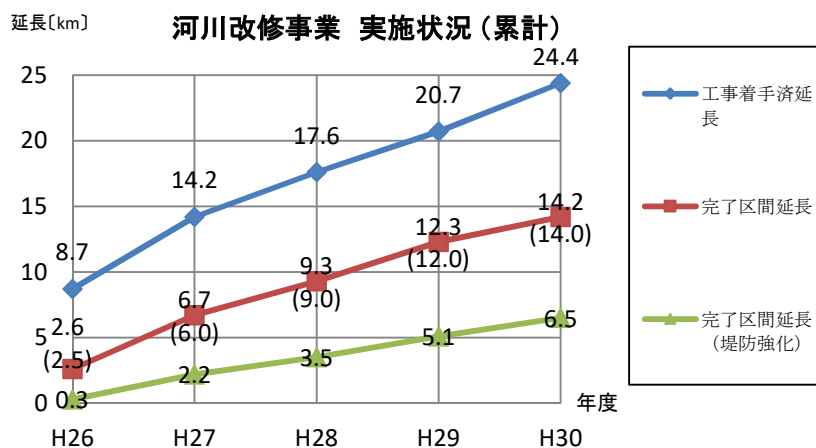
2 流域治水対策

(1) 「ながす」対策（河川における氾濫防止対策）

◆河川改修事業

○「滋賀県河川整備5ヶ年計画」（H26～H30）に基づき実施

- ・ 流下能力の向上を図る対策
- ・ 堤防強化を図る対策



■天井川の切下げ改修を実施



■未改修区間の堤防強化を実施



■流下能力の向上のため、河道の掘削工・護岸工を実施



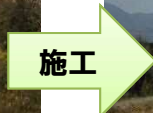
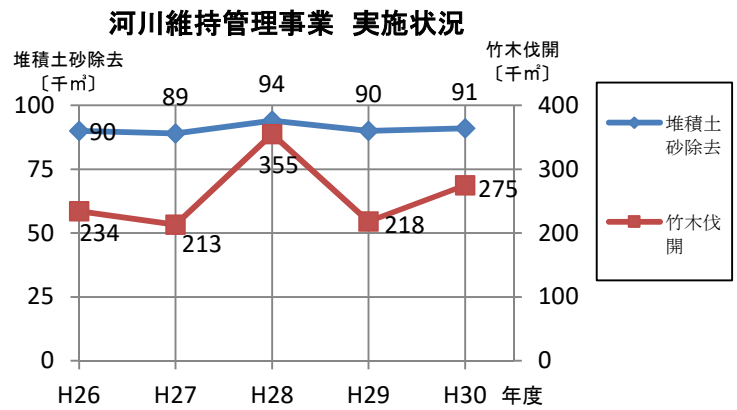
【課題】

本県の河川整備率は約56%であり、未改修区間の整備を推進していく必要がある。
今後とも、日野川などで大規模特定河川事業制度をより一層活用するなど、計画的に河川改修の進捗を図る必要がある。

◆河川維持管理事業

- 治水上緊急性の高い箇所から、竹木伐開や堆積土砂除去、護岸補修等を順次実施。
- 特に、大戸川、日野川、姉川、高時川については、「滋賀県河川整備5ヶ年計画」に基づき、重点的に実施。

竹木伐開： 67河川
 堆積土砂除去： 84河川
 護岸補修等： 180河川



【課題】

毎年の局地的な集中豪雨や台風により、新たな維持管理必要箇所が発生するため、地域の意見等をふまえながら緊急性の高い箇所を見極め、適時に維持管理事業を実施する必要がある。

(2) 「ためる」対策（集水地域における雨水貯留浸透対策）

◆環境に配慮した森林づくり

○目標3,100haに対して、2,137ha（69%達成）の森林整備を実施。



【課題】

間伐材の有効利用を図るための搬出を伴う間伐への移行により進捗が遅れているが、集約化、高性能林業機械等の導入を図ることにより効率的に間伐を実施する必要がある。

◆世代をつなぐ農村まると保全向上対策

○農地法面の草刈りなどに対する「農地維持支払」

⇒ 728組織（交付対象面積36,633ha）を対象に、地域共同活動を支援

○水路等の補修などに対する「資源向上支払」

⇒ 656組織（交付対象面積34,825ha）を対象に、地域共同活動を支援



【課題】

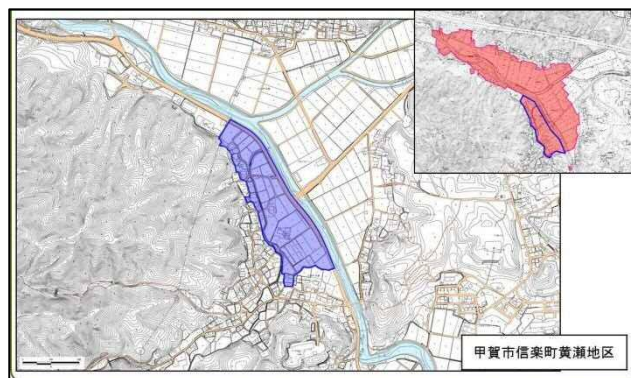
農家の高齢化や土地持ち非農家の増加等により、多面的機能の維持発揮に必要な農地・農業用施設等を保全する地域共同活動が脆弱化しているが、雨水貯留浸透機能を今後も維持していくため、取組面積の拡大と活動組織の体制強化が必要である。

(3) 「とどめる」対策（氾濫原における建築物の建築の制限等）

浸水警戒区域の指定に向け、重点地区で「水害に強い地域づくり協議会住民ワーキング」において避難体制や安全な住まい方のルールについて地域住民と連携して検討。

甲賀市信楽町黄瀬地区

H30.8.21～ 区域指定の案の縦覧
↓
H30.9.12 甲賀市長意見照会
↓
H30.10.31 流域治水審議会における審議
↓
H30.11.26 **浸水警戒区域指定告示**



【課題】

他の対象地区においても、先行地区での取組で得られた経験や手法を活かして、迅速に区域指定ができるよう、計画的かつ積極的に取り組んでいかなければならない。

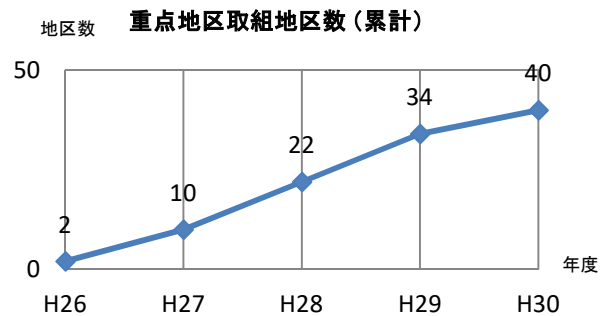
(4) 「そなえる」対策（浸水に備えるための対策）

◆水害に強い地域づくり協議会

- 県下5圏域において、水害に強い地域づくり協議会を条例上の規定とあわせて、水防法に基づく大規模氾濫減災協議会として位置付け、緊急行動計画を実践するための取組方針を策定。
- 浸水被害の回避・軽減に関して必要な対策に関する事項等について協議。

圏域協議会： 6回
防災情報WG： 17回
住民WG： 24回

- 新たに水害リスクの高い6地区で、出前講座や水害履歴調査、水害図上訓練など水害に強い地域づくりの取組に着手。



【課題】

水害に強い地域づくりを計画的に実施するため、市町と取組方針をしっかりと共有し、地域の合意形成を十分図ることが必要である一方、各地区での取組を効果的、効率的に進めていく必要がある。

◆調査研究の推進、教育訓練等

- 自治会や学校、団体などに対して、出前講座や水害図上訓練等を実施。
(延べ56団体、約2,900人)



【課題】

引き続き、地域や団体の要請に応じて出前講座等を実施するとともに、特に浸水リスクの高い地域における取組は市町と連携し、今後も計画的・重点的に取り組む必要がある。

3 滋賀県流域治水推進審議会

◆第4回審議会（平成30年10月31日開催）

- 甲賀市信楽町黄瀬地区の浸水警戒区域指定審議
- 「地先の安全度マップ」の更新に向けて変更点を確認



滋賀県流域治水に関する施策の実 施状況説明書

令和元年度滋賀県議会定例会
令和元年9月定例会議報告

(報第14号)

目 次

	頁
報第14号 滋賀県流域治水に関する施策の実施状況について……………	1

報第14号

滋賀県流域治水に関する施策の実施状況について

滋賀県流域治水の推進に関する条例（平成26年滋賀県条例第55号）第38条の規定に基づき、
報告する。

令和元年9月18日

滋賀県知事 三日月 大 造

報第14号 滋賀県流域治水に関する施策の実施状況について

第1 概要

水害から県民の生命と財産を守るためには、まず、河川の計画的な整備を着実に進めることが何より重要である。それに加えて、多くの県民が暮らしている氾濫原の潜在的な危険性を明らかにし、県民とその危険性の認識を共有することが必要である。

そのうえで、河川等の流水を流下させる能力を超える洪水にあっても県民の生命を守り、甚大な被害を回避するためには、河川整備など「川の中」で水を安全に「ながす」基幹的対策に加え、「川の外」での対策、すなわち、雨水を「ためる」対策、被害を最小限に「とどめる」対策、水害に「そなえる」対策を組み合わせた「滋賀の流域治水」を実践することが重要であり、滋賀県流域治水の推進に関する条例（以下「条例」という。）を平成26年3月31日に施行（平成27年3月30日に完全施行）した。

国においても、施設では守り切れない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会 再構築ビジョン」の取組を推進しており、国の取組と連携を図り、地域の特性に応じた水害に強い地域づくりを目指し、減災に向けたハード・ソフト対策を一体的、総合的、計画的に進めた。

第2 施策の実施状況

1 基礎情報

(1) 想定浸水深の設定等の実施状況

ア 想定浸水深の設定（条例第8条第1項）

(ア) 施策の実施状況

流域治水対策を検討するための基礎情報である想定浸水深については、条例第8条に基づき、17市町において平成26年9月1日に設定し、平成30年12月20日に全市町で設定した。

(イ) 施策の評価

全市町において想定浸水深を設定したことにより、浸水被害の回避または軽減に必要なリスク情報を県民等に周知する準備が整った。

(ウ) 施策の今後の課題

条例第8条に基づく想定浸水深は、県民等の浸水被害の軽減に不可欠な情報であり、同時に、流域治水の取組の基礎となるものであることから、より一層の周知を図る必要がある。

また、今後は、浸水リスク情報の精度を高めるため、想定浸水深を着実に更新していく必要がある。

イ 想定浸水深の更新（条例第8条第1項）

(ア) 施策の実施状況

想定浸水深の更新に関して、土地利用の変化や河川改修の進捗等、想定浸水深への影響がある行為についてその資料を収集し、概ね5年ごとの更新に向けた作業を進めた。

(イ) 施策の評価

平成27年7月に公表された洪水浸水想定区域図作成マニュアル等の最新の知見を取り入れるとともに、効率的な更新方法を検討した。

(ウ) 施策の今後の課題

更新に向けて、変化する地形データ入力の省力化や信頼性の向上を図り、浸水リスクの変化を精査していく必要がある。

2 流域治水対策

(1) 河川における氾濫防止対策（「川の中」で水を安全に「ながす」基幹的対策）の実施状況
ア 河川改修事業（条例第9条）

(ア) 施策の実施状況

滋賀県河川整備5ヶ年計画（以下「5ヶ年計画」という。）に基づき、日野川、大戸川、八日市新川、大石川等49河川で河川改修事業を実施した。

流下能力の向上を図る対策については、日野川では約0.9kmにおいて20年に1回程度の降雨を流下できるように対策するなど、平成26年度からの累計延長14.2kmを完了した。また、堤防強化を図る対策については、日野川や安曇川等で実施し、平成26年度からの累計延長6.5kmを完了した。

年度		H26	H27 (累計)	H28 (累計)	H29 (累計)	H30 (累計)
完了区間 延長 ※1	目標	2.5km	6.0km	9.0km	12.0km	14.0km
	実績	2.6km	6.7km	9.3km	12.3km	14.2km
工事着手済 延長※2		8.7km	14.2km	17.6km	20.7km	24.4km
完了区間延長 (堤防強化) ※3		0.3km	2.2km	3.5km	5.1km	6.5km

※1：完了区間延長とは、河道の改修が完了した区間について、河川中心線の延長により算出。

※2：工事着手済延長とは、改修完了に至らないが一定工事が施工済・施工中・工事契約済である区間について、河川中心線の延長により算出。

※3：完了区間延長（堤防強化）とは、堤防の質的向上を図るものとして選定したトランク河川における対策工完了の区間について、左右岸別の合計延長により算出。

(イ) 施策の評価

現川の河積拡大や放水路・しょう水路の整備、堤防強化等の対策により、各河川において、一定治水安全度を向上させることができた。

(ウ) 施策の今後の課題

本県の河川整備率は約56%であり、未改修区間の整備を推進していく必要がある。

また、破堤すると被害が甚大となる天井川が全国最多であり、琵琶湖を取り囲むように、JR・新幹線・幹線国道などが近接しており、主要交通幹線横断部の河川改修には短時間で多大な事業費を要する。

今後とも、日野川などで大規模特定河川事業制度をより一層活用するなど、計画的に河川改修の進捗を図る必要がある。

イ 河川維持管理事業（条例第9条）

(ア) 施策の実施状況

治水上緊急性の高い箇所から、竹木伐開や堆積土砂除去、護岸補修等の河川維持管理事業を順次実施した。

特に、大戸川、日野川、姉川、高時川については、5ヶ年計画に基づき、重点的に河川維持管理事業に取り組んだ。

年度	H26	H27	H28	H29	H30
竹木伐開	69河川	79河川	70河川	68河川	67河川
	234千㎡	213千㎡	355千㎡	218千㎡	275千㎡
堆積土砂除去	79河川	78河川	73河川	72河川	84河川
	90千㎡	89千㎡	94千㎡	90千㎡	91千㎡
護岸補修等	177河川	184河川	154河川	169河川	180河川

(イ) 施策の評価

竹木伐開や堆積土砂除去などの取組により、各河川の現況の治水機能の維持を一定図ることができた。

(ウ) 施策の今後の課題

既に多くの維持管理必要箇所を抱えているが、毎年の局地的な集中豪雨や台風の発生により、土砂の堆積や護岸の破損など、新たな維持管理必要箇所が発生する。

そのため、地域の意見等を踏まえながら緊急性の高い箇所を見極め、適時に維持管理事業を実施する必要がある。

ウ ダム堰堤改良事業（条例第9条）

(ア) 施策の実施状況

平成27年度に策定した治水ダム長寿命化計画に基づき、石田川ダムにおいては堤体漏水量計の設置工事を、宇曾川ダムにおいては放流設備の改良工事を実施した。

(イ) 施策の評価

ダム管理に必要な改良を実施することにより、貯水池の安定性、放流制御、機器制御

の確実性・信頼性が確保でき、計画的にダム機能の健全性を向上することができた。

(ウ) 施策の今後の課題

治水ダム長寿命化計画に基づき、管理6ダムについて、順次ゲート等の機械設備や管理制御装置等の電気設備などの更新・改良を実施し、ダム機能のより一層の維持・向上を図る必要がある。

(2) 集水地域における雨水貯留浸透対策（雨水を「ためる」対策）の実施状況

ア 環境に配慮した森林づくりの推進（条例第10条）

(ア) 施策の実施状況

人工林等において、間伐等の森林整備を平成30年度は2,137ha実施した。

(イ) 施策の評価

人工林をはじめとした森林において琵琶湖の水源かん養機能等の多面的機能が維持・増進され、雨水貯留浸透機能を持続的に発揮することができた。

目標3,100haに対して69%を達成することができた。

(ウ) 施策の今後の課題

間伐材の有効利用を図るための搬出を伴う間伐への移行により進捗が遅れているが、集約化、高性能林業機械等の導入を図ることにより効率的に間伐を実施する必要がある。

イ 中山間地域等直接支払交付金事業（条例第10条）

(ア) 施策の実施状況

中山間地域等直接支払制度を活用し、10市町（150協定）・協定面積1,736haの農地において農業生産活動が実施された。

(イ) 施策の評価

条件不利地である中山間地域において集落協定などが締結され、適正な農業生産活動等の維持を通じて、耕作放棄地の発生を防止し、雨水貯留浸透機能の維持が図られた。

(ウ) 施策の今後の課題

中山間地域等においては、高齢化や人口減少等により、農業や集落の維持が懸念されており、農地が持つ雨水貯留浸透機能を今後も維持していくため、組織の体制強化が必要である。

ウ 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策（条例第10条）

(ア) 施策の実施状況

①農地法面の草刈りなどに対する「農地維持支払」については、19市町（728組織）：交付対象面積36,633haを対象に、②水路等の補修などに対する「資源向上支払（共同）」では、19市町（656組織）：交付対象面積34,825haを対象に農地、農業用排水

路や農村環境等の保全のための地域共同活動を支援した。

(イ) 施策の評価

県内農振農用地面積の約7割において、農地・農業用施設等の保全のための地域共同活動が実施され、雨水貯留浸透機能の維持が図られた。

(ウ) 施策の今後の課題

農家の高齢化や土地持ち非農家の増加等により、多面的機能の維持発揮に必要な農地・農業用施設等を保全する地域共同活動が脆弱化している。

雨水貯留浸透機能を今後も維持していくため、取組面積の拡大と活動組織の体制強化が必要である。

エ 農村地域防災減災事業（ため池整備）（条例第10条）

(ア) 施策の実施状況

大規模災害に備え、淡海池（高島市）、芹川ダム（多賀町）、柚中大池（甲賀市）において耐震化整備を実施している。

(イ) 施策の評価

ため池の整備にあたり実施設計等を進めるなど、対策工事の準備を整えることができた。

(ウ) 施策の今後の課題

近年、大規模な自然災害が頻発する中、防災・減災対策に対する県民のニーズも高まり、大規模な施設改修も予想されることから多大な事業費を要することとなり、今後、計画的・効率的なため池整備が必要である。

(3) 氾濫原における建築物の建築の制限等（被害を最小限に「とどめる」対策）の実施状況

ア 浸水警戒区域の指定（条例第13条）

(ア) 施策の実施状況

甲賀市信楽町黄瀬地区については、平成30年8月21日より区域指定の案の縦覧後、市長への意見照会、流域治水推進審議会における審議を経て、平成30年11月26日に浸水警戒区域の指定を告示することができた。

東近江市きぬがさ城東地区ほか2地区において、水害・土砂災害に強い地域づくり計画の作成を進め、浸水警戒区域指定の目的や避難体制の整備にかかる説明会を実施した。

(イ) 施策の評価

甲賀市信楽町黄瀬地区において、安全な住まい方への転換を図るため、浸水警戒区域の指定を行い、区域指定の具体的な進め方を習得することができた。

(ウ) 施策の今後の課題

他の対象地区においても、先行地区（米原市村居田地区、甲賀市信楽町黄瀬地区）で

の取組で得られた経験や手法を活かして、迅速に区域指定ができるよう、計画的かつ積極的に取り組んでいく必要がある。

イ 区域区分に関する都市計画の決定または変更（条例第24条）

(ア) 施策の実施状況

近江八幡八日市都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更において、条例第24条の規定に基づき、市街化を抑制する旨を明記するとともに必要な対応を行った。

(イ) 施策の評価

各市町都市計画マスタープランが即すべき「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を変更することにより、市街化を抑制するなど、安全なまちづくりを確実に実施することができた。

(ウ) 施策の今後の課題

条例の規定に基づき、市街化の抑制を確実に行うとともに周知を図るため、他の都市計画区域の方針変更の際にも条例に基づき対応することを明記する必要がある。

ウ 浸水被害危険度調査事業（盛土構造物の設置等に対する配慮）（条例第25条）

(ア) 施策の実施状況

東近江土木事務所管内の西明寺安部居線および近江八幡竜王線を対象として、盛土構造物設置により周辺地域において著しい浸水被害が生じないかについて、道路管理者と事前協議を行った。

(イ) 施策の評価

事前協議により、著しい浸水被害が生じないか、道路管理者に対して検証を指示した。

(ウ) 施策の今後の課題

新たな浸水被害を回避または軽減する対応策を効果的・効率的・経済的に進める必要がある。

また、調査検証の結果は、地域住民等関係者が浸水リスクをより正しく理解できるよう活用していく必要がある。

(4) 浸水に備えるための対策（水害に「そなえる」対策）の実施状況

ア 防災対策事業（雨量水位等の情報提供、ハザードマップ作成支援など）（条例第26条、第27条）〔水防法第9条～第16条〕

(ア) 施策の実施状況

河川防災カメラや水位計の増設を進め、河川の現況画像および雨量や水位等の情報について、土木防災情報システムなどを通じ、より一層情報提供に努めた。

想定し得る最大規模の降雨を考慮した「洪水浸水想定区域図」の作成・公表を順次進めた。

市町が実施する洪水ハザードマップを活用した避難訓練への支援を行った。

(イ) 施策の評価

浸水被害の回避または軽減に必要な情報を、市町および県民に的確かつ迅速に伝達することができた。

(ウ) 施策の今後の課題

防災情報が確実に伝達・共有され、十分な水防活動や的確な避難行動に繋がるよう、関係機関が大規模氾濫減災協議会で、一層連携して取り組む必要がある。

また、河川防災カメラや水位計等の情報基盤の整備をさらに進めるとともに、より効果的に防災情報を発信・伝達する必要がある。

イ 農村地域防災減災事業（ため池のハザードマップ作成）（条例第27条）

(ア) 施策の実施状況

決壊等により下流域に大きな影響を及ぼす重要水防ため池について、市町が実施するハザードマップ作成に対する支援を行っており、平成30年度は80箇所のため池についてハザードマップが作成された。

(イ) 施策の評価

ハザードマップが作成された地域では地域住民の防災意識が向上し、災害発生時の迅速かつ安全な避難場所の検討や避難訓練の実施等により地域防災体制が整備できた。

(ウ) 施策の今後の課題

市町のハザードマップ作成に対する積極的な支援・指導により地域防災体制整備の必要性に対する理解を深めるとともに、早期に県内のすべての重要水防ため池についてハザードマップが作成されるよう支援を行い、農村地域の暮らしの安全を確保する必要がある。

ウ 洪水浸水想定区域図・地先の安全度マップの情報発信（条例第26条、第27条）

(ア) 施策の実施状況

滋賀県防災情報マップ（ウェブサイト）により洪水浸水想定区域図・地先の安全度マップの情報を県民に提供した。新たに日野川、琵琶湖、犬上川、大戸川、天野川、宇曾川、芹川および余呉川において「想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図」を情報提供した。

(イ) 施策の評価

浸水被害の回避または軽減に必要な情報を、広く県民に提供した。

(ウ) 施策の今後の課題

リスク情報を認知し、住民一人ひとりが自ら行動を起こすことが重要であり、出前講座等とあわせて、分かりやすいウェブサイトの表示方法をより工夫するなど、認知向上につながる情報発信の取組を進める必要がある。

エ 多様な情報伝達手段の整備（条例第26条、第27条）

(ア) 施策の実施状況

滋賀県防災ポータルサイトやLアラート（災害情報共有システム）による避難情報等の提供を行った。

また、防災情報システム、土木防災情報システム、気象庁の情報をもとに、しらしがメールにて河川水位、降雨状況、避難情報等の提供を行った。

(イ) 施策の評価

TV、ラジオ、インターネット、携帯電話等、多様な手段を使って河川水位、降雨状況、避難情報等の情報を、県民に提供できた。

(ウ) 施策の今後の課題

Lアラートと連携するシステムや滋賀県防災ポータルサイトを適切に維持管理するとともに、より多くの県民に情報を伝えるため、各伝達手段について周知・利用促進に取り組む必要がある。

オ 要配慮者利用施設に対する支援（条例第27条）

(ア) 施策の実施状況

平成29年5月に改正された水防法では、市町の地域防災計画において洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることが必要な要配慮者利用施設を定め、当該施設管理者は避難確保計画の作成や避難訓練の実施が義務となることから、東近江圏域など4圏域においてモデル施設を選定し、関係市町とともに避難確保計画作成を支援した。

(イ) 施策の評価

モデル施設の管理者や市町とともに避難確保計画の策定を進めることによって担当者の理解が深まり、平成29年度に作成した「避難確保計画作成の手引き」とあわせて、モデル施設以外の施設管理者に対する支援体制が整った。

(ウ) 施策の今後の課題

モデル施設で行った避難確保計画作成のノウハウを各圏域で共有し、対象となるすべての要配慮者利用施設において、避難確保計画が作成され、避難訓練が実施されるよう、引き続き支援を行う必要がある。

カ 不動産取引における水害リスクの情報提供（条例第29条）

(ア) 施策の実施状況

不動産取引の相手方等に対する水害リスクに関する情報提供が円滑に行われるよう、宅地建物取引業免許交付時に「水害リスク情報」のチラシを配布するとともに、県ホームページに掲載して周知を呼びかけている。

(イ) 施策の評価

宅地建物取引業者により、取引の相手方等に対して、宅地や建物の不動産取引の際に水害リスクに関する情報提供が行われており、安全な住まい方への一助となっている。

(ウ) 施策の今後の課題

宅地建物取引業者とその関係団体と連携し、不動産取引時に確実に情報提供が実施されるよう、今後ともチラシの配布や研修会等を開催するなどの対応を行う必要がある。

また、今後は消費者側にも直接、水害リスクを知ってもらう啓発が必要である。

キ 調査研究の推進、教育訓練等（条例第30条、第31条）

(ア) 施策の実施状況

浸水に関する記録を収集し、啓発・伝承するための水害履歴調査について、平成30年度は4回の聴き取り調査を実施した。そのうち1回については、関西大学環境都市工学部環境マネジメント研究室と連携して取り組んだ。

さらに、出前講座や水害図上訓練等については、自治会や学校、団体などに対して、年間延べ56団体、約2,900人を対象に実施した。

(イ) 施策の評価

出前講座等を通して、条例や地域の水害特性が認知され、地域や学校等において「水害に強い地域づくり」に対する意識を高める契機とすることができた。

また、水害履歴調査については、大学との連携などにより先人の知恵などを地域に伝承することや今後の避難計画に活用することができた。

(ウ) 施策の今後の課題

出前講座等については、引き続き、地域や団体の要請に応じて実施するとともに、特に浸水リスクの高い地域における取組は市町と連携し、今後も計画的・重点的に取り組む必要がある。

ク 学校安全教室推進事業（条例第31条）

(ア) 施策の実施状況

平成31年1月22日に開催した「学校防災教育コーディネーター講習会」において、参加した県内の学校防災教育担当者389人に対し、水防法および土砂災害防止法の改正に伴う学校の対応について説明を行った。

(イ) 施策の評価

水防法等の改正に伴う学校の対応（避難確保計画、市町への報告、訓練の実施）につ

いて説明したことにより、水害を想定した避難確保計画の作成につながった。

(ウ) 施策の今後の課題

各校で想定される災害リスクに応じた避難確保計画の作成と避難訓練が実施されているか、検証を行う必要がある。

ケ 学校安全総合支援事業（条例第31条）

(ア) 施策の実施状況

平成31年2月7日に開催した「子どもの安全確保に関する連絡協議会」において、19市町教育委員会担当課長に対して、学校教育における防災教育の位置づけおよび水防法・土砂災害防止法の改正に伴う学校の対応について、説明を行った。

(イ) 施策の評価

市町教育委員会担当課長が一堂に会して情報を共有することで、それぞれ学校防災に対する危機意識の向上に繋がった。

(ウ) 施策の今後の課題

各市町の学校においても避難訓練が行われているが、水害・土砂災害に対する訓練を実施している学校は少ないのが現状である。これを機会に、年3回の避難訓練の中で計画的に実施していく必要がある。

コ 自主防災組織リーダー・防災士養成講座（条例第31条、第34条）

(ア) 施策の実施状況

平成30年12月8日、9日に滋賀県危機管理センターにおいて防災に関する講義・演習を行う講座を実施し、県内の自主防災組織の構成員や自治会の役員など99人が受講した。なお、受講者は、本講座修了後に実施する「防災士資格取得試験」に合格することで防災士の資格を取得することができる。

(イ) 施策の評価

講義・演習を行うことで、災害対策や地域防災活動、防災士の役割等について理解が得られた。

(ウ) 施策の今後の課題

地域の自主防災活動の充実を図るため、市町と連携し、今後もその中核となる地域防災リーダーを養成していく必要がある。

サ 滋賀県総合防災訓練（条例第32条、第34条）

(ア) 施策の実施状況

滋賀県総合防災訓練については、平成30年9月2日に甲賀地域（主会場：野洲川親水公園ほか）にて、114機関・約3,000人の参加を得て、災害対策本部運営訓練、道路警

戒訓練、救急医療救護訓練、多重事故対応訓練、土砂災害救出訓練、輸送調整所設置・運営訓練（県災害用備蓄物資払出・同輸送訓練）、滋賀県災害ボランティアセンター非常体制移行・機動運営訓練、災害医療（地方）本部運営訓練、DMAT（災害派遣医療チーム）運営訓練等を実施した。

(イ) 施策の評価

県、市町および消防をはじめとする各防災機関の連携や迅速かつ的確な対応体制の確立と県民の防災意識の高揚を図ることができた。

(ウ) 施策の今後の課題

訓練開催地域を毎年度変えていることから、訓練実施にあたっての反省点等を翌年度開催地域においても踏まえ、県内どの地域で災害が発生しても、迅速かつ的確な対応ができる体制の確立が必要である。

シ 水害に強い地域づくり協議会（条例第33条）

(ア) 施策の実施状況

県下5圏域において、水害に強い地域づくり協議会を条例第33条の規定とあわせて、水防法に基づく大規模氾濫減災協議会として位置付け、「水防災意識社会の再構築」に向けた緊急行動計画を実践するための取組方針を策定した。

協議会では、浸水被害の回避または軽減に関して必要な対策に関する事項等について協議し、圏域協議会6回、防災情報ワーキンググループ17回、住民ワーキンググループ24回を開催した。また、平成31年1月には6協議会による大規模氾濫減災協議会合同会議を開催した。

平成30年度は、新たに水害リスクの高い6地区で出前講座や水害図上訓練など水害に強い地域づくりの取組に着手し、累計40地区となった。

(イ) 施策の評価

水害に強い地域づくり協議会の取組の中で、浸水に備えるための対策について、地域の現状把握や課題の抽出など、市町や地域住民と今後の解決すべき事項を共有するとともに自助と共助が発揮できる避難体制づくりを進めている。

さらに、安全な住まい方のルールの必要性についても、一定、理解を深めることができた。

また、「水防災意識社会 再構築ビジョン」と連携した取組を推進するため、各圏域協議会や防災情報ワーキンググループの場で検討を進めた。

(ウ) 施策の今後の課題

水害に強い地域づくりを計画的に実施するため、市町と取組方針をしっかりと共有し、地域の合意形成を十分図ることが必要である一方、各地区での取組を効果的、効率的に進めていく必要がある。

3 滋賀県流域治水推進審議会

(1) 滋賀県流域治水推進審議会の実施状況

ア 第4回滋賀県流域治水推進審議会の開催（条例第35条）

(ア) 施策の実施状況

平成30年10月31日に第4回滋賀県流域治水推進審議会を開催した。甲賀市信楽町黄瀬地区の浸水警戒区域指定審議、地先の安全度マップの更新について報告および意見交換を行った。

(イ) 施策の評価

甲賀市信楽町黄瀬地区においては、浸水警戒区域の指定範囲における妥当性を、地先の安全度マップについては、次年度の更新に向けて変更点を確認する機会を設けることができた。

(ウ) 施策の今後の課題

今後予定される区域指定の審議にあたり、適時適切に審議会を開催する必要がある。